A decorative border consisting of a thin black line that forms a rounded rectangle. The corners and sides are adorned with stylized line drawings of flowers and leaves. The top-left and bottom-left corners feature clusters of flowers, while the top-right and bottom-right corners feature single flowers on stems with leaves. The center of the page is left blank for text.

長岡市身寄りのない人への支援に関するガイドライン
【専門職向け】

令和8年3月

長岡市

目次

1	ガイドラインの目的	1
2	ガイドラインの基本的な考え方	2
(1)	ガイドラインの対象者	2
(2)	自己決定の尊重とチームアプローチ	2
3	身寄りがないことにより起こる問題	3
4	身寄りのない人への具体的な対応	4
(1)	在宅時に起こる問題	
ア	災害時及び救急搬送時の緊急連絡先	4
イ	福祉サービスの利用契約の締結及びケアプラン等の同意	4
ウ	預貯金の払戻しや公共料金の支払い等の金銭管理	4
エ	葬儀や遺品の処分等の死後事務	5
オ	賃貸住宅への入居	6
カ	空き家の問題	7
(2)	入院・入所から退院・退所までに起こる問題	
ア	保証人及び緊急連絡先	8
イ	入院費及び施設利用料の支払い	9
ウ	日用品等の準備・購入	10
エ	入院診療計画書やケアプラン等の同意	10
オ	医療行為（手術、延命治療等）の同意	11
カ	退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所支援	11
キ	亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し	12
ク	退院時の公共料金の支払い等の金銭管理	12
ケ	入院先からの転院・入所の付き添い	12
コラム	ペットについて	13
5	資料編	14
(1)	制度等の説明	14
ア	権利擁護関連の制度等	14
イ	フェニックスネット	19
ウ	緊急時あんしんカード	19
エ	安心連絡システム	19
オ	NET 119	20
カ	長岡市災害時避難行動要支援者名簿	20
キ	わたしの希望のおぼえ書き	20
ク	墓地埋葬法第9条	20

ケ	相続財産清算人	20
コ	生活困窮者自立相談支援事業	21
サ	保証人保護のための制度について	21
シ	身元保証人及び身元引受人	21
ス	ツカオーレ！生活助かるブック	22
(2)	支援シート	23
(3)	相談窓口一覧	32
(4)	参考文献	35
(5)	ガイドライン策定構成員名簿	36

1 ガイドラインの目的

長岡市では、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行により、単身高齢者世帯が増加しています。また、地縁血縁といった様々な人間関係が希薄化し、地域で孤立する人が増えています。親族と疎遠、関係が悪い、遠方等のために親族の支援を受けることができない、いわゆる「身寄りのない高齢者」の医療・介護サービスの利用や医療機関への入退院、介護施設への入退所等の支援に関わる関係者も困難を抱えている現状があります。身寄りのない高齢者への支援は、一つの機関が担うものではなく、関係者の連携・協働による包括的な支援が求められます。

そこで、以下のことを目的として専門職向けガイドラインを作成しました。

- **身寄りのない人がスムーズに医療・介護・福祉サービスを受けられる**
- **身寄りのない人への支援について、長岡市の関係者が共通の視点を持ち、経験の差に関わらず支援ができる**
- **身寄りのない人への支援に関わる関係者の不安や負担を軽減できる**
- **身寄りのない人への支援に関わる関係者が連携・協働して支援ができる**

2 ガイドラインの基本的な考え方

(1) ガイドラインの対象者

本ガイドラインの対象となる人は、65歳以上の人及び障害を有する人で以下のいずれかに該当する人です。

- 家族や親族がいない人
- 家族や親族に連絡がとれない人
- 家族や親族の支援が受けられない人

支援に関わる機関や関係者は、このような背景のある方への支援を行う際に困難を感じる場合、積極的に本ガイドラインを活用してください。

(2) 自己決定の尊重とチームアプローチ

本ガイドラインは、支援者が本人の意思決定を尊重しながら支援するために活用するものです。意思決定支援については現在、法律で明確に基準が定められておらず、領域ごとにそれぞれガイドラインが発出されています（35 ページ、参考文献参照）。これらのガイドラインでは共通して、「チームアプローチ」及び「意思決定支援会議」が強調されています。身寄りのない人が、たとえ判断能力が不十分になっても、最期まで安心して自分らしい暮らしが送れるようにするためには、医療や介護の専門職のみならず、本人に関わる多様な人による協働関係を構築することが求められます。チームで本人の意思を実現し、特定の機関に負担が偏らないよう、本ガイドラインを活用していくことを期待しています。

3 身寄りがないことにより起こる問題

身寄りがないことにより起こる問題は、主に次のような場面で顕在化します。

(1) 在宅時に起こる問題

- ア 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先
- イ 福祉サービスの利用契約の締結及びケアプラン等の同意
- ウ 預貯金の払戻しや公共料金の支払い等の金銭管理
- エ 葬儀や遺品の処分等の死後事務
- オ 賃貸住宅への入居
- カ 空き家の問題

(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

- ア 保証人及び緊急連絡先
- イ 入院費及び施設利用料の支払い
- ウ 日用品等の準備・購入
- エ 入院診療計画書やケアプラン等の同意
- オ 医療行為（手術、延命治療等）の同意
- カ 退院・退所の際の居室の明渡し及び退院・退所支援
- キ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し
- ク 退院時の公共料金の支払い等の金銭管理
- ケ 入院先からの転院・入所の付き添い

4 身寄りのない人への具体的な対応

身寄りがないことにより起こる問題に対して、下記に分けて対応を示します。

- i) 本人の判断能力が十分な場合
- ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合
- iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

ただし、判断能力の有無はその日の状態や環境などによって変化しますし、決定すべき内容によっても違います。まずは、意思決定支援を基本に本人の意思を確認することから始めてください（35ページ、参考文献参照）。

(1) 在宅時に起こる問題

ア 災害時及び救急搬送時の緊急連絡先

一人暮らし等で緊急時に不安のある人には、【フェニックスネット】（19ページ）を紹介し登録を勧めてください。

また、【長岡市災害時避難行動要支援者名簿】（20ページ）への登録も有効です。

イ 福祉サービスの利用契約の締結及びケアプラン等の同意

- i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が契約の締結及び同意をします。サービス等の利用については、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。

- ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認の上、利用契約の締結及びケアプランの同意等を補助または代行します。

- iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて【成年後見制度】（15ページ）または【日常生活自立支援事業】（14ページ）の利用を検討します。どの支援が必要か判断に迷う際は、長岡市成年後見センターに相談してください。

ウ 預貯金の払戻しや公共料金の支払い等の金銭管理

- i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が自らの財産を管理します。将来に備えて【任意後見制度】（17ページ）の利用を検討します。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等に連絡してください。公共料金等の支払いは成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて【成年後見制度】（15ページ）または、【日常生活自立支援事業】（14ページ）の利用を検討します。どの支援が必要か判断に迷う際は、長岡市成年後見センターに相談してください。

エ 葬儀や遺品の処分等の死後事務

i) 本人の判断能力が十分な場合（亡くなる前）

亡くなる前にあらかじめ葬儀や家財の処分などの死後事務について決めておく方法に【遺言書の作成】（18ページ）と【死後の事務委任契約】（17ページ）があります。また、生前に自身で信頼できる葬儀会社を選び、生前契約を結ぶ方法もあります。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

後見、保佐、補助類型のうち、後見類型については、家庭裁判所の許可の上、成年後見人が一部の死後事務を行うことができます。

生前に本人の意思を確認し、死後事務を手配しておくことができる場合もあります。家族の様子や本人の希望等について情報を共有し、早めに対応できるよう事前に準備しておくことが大切です。

■ 補足 成年後見人による死後事務

成年後見人は、本人が死亡した場合において、必要があるときは、本人の相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、①相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、②相続財産に属する債務(弁済期が到来しているものに限る)の弁済、③本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為(上記①及び②の行為を除く)を行うことができますが、このうち③に該当する行為をするには、家庭裁判所の許可が必要です(民法 873 条の 2)。許可を要する行為の具体例は、次のとおりです。

1. 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結(葬儀に関する契約は除く)
2. 債務弁済のための本人名義の預貯金の払戻し(振込により払い戻す場合を含む)
3. 本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結

4. 電気・ガス・水道の供給契約の解約等

保佐人や補助人、任意後見人はこの申立てをすることができません。また、死亡診断書は死亡届とともに本人の死亡地、本籍地または届出人の住所地の市町村へ提出します。死亡届の提出は成年後見人等も行うことができます。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族等がない場合の遺体・遺品の引き取り・葬儀等については【墓地埋葬法第9条】（20ページ）により、長岡市が行うこととなります。生活支援課に連絡してください。相続人に該当する方を探し、連絡を取るなど必要な対応をします。

可能であれば事前に関係者と支援シート（23ページ）を活用し、役割や手順などを確認しておくスムーズです。

(問い合わせ先)

長岡市生活支援課（電話：0258-39-2338）

オ 賃貸住宅への入居

日本賃貸住宅管理協会によると、賃貸借契約の約97%において、保証人等が求められており、そのうち約6割が家賃債務保証会社を利用しています。

■ 補足 住宅確保要配慮者への対応

【公営住宅への入居に際しての取扱いについて】

新潟県営住宅条例及び長岡市営住宅条例では連帯保証人を求めており、機関保証も認められていません。ただし、天涯孤独などやむを得ない事情があると認められる場合は、猶予及び免除が可能なので相談してください。

(問い合わせ先)

長岡市生活支援課市営住宅相談室（電話：0258-39-2229）

【住宅確保要配慮者居住支援協議会】

住宅確保要配慮者居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携【住宅セーフティネット法第51条第1項】し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものです。

(問い合わせ先)

新潟県居住支援協議会 (電話：025-211-8665)

(事務局：(公財)日本賃貸住宅管理協会新潟県支部)

【家賃債務保証会社】

家賃債務保証会社を利用した場合、借り主が家賃債務保証会社に一定の保証料を支払うことで、万が一、借り主に賃料などの不払いが発生した場合でも、家賃債務保証会社が賃料を保証します。最近では連帯保証人を立てる代わりに、家賃債務保証会社による保証を利用できる物件が増えています。連帯保証人がいない場合は、あらかじめ不動産会社に伝えた上で、家賃債務保証会社の利用を前提に住まいを紹介してもらうことも可能です。

ただし、保証契約の内容及び家賃債務保証会社の対応をめぐってトラブルが発生することもありますので、家賃債務保証会社の利用に当たっては、事前に契約内容などをしっかりと確認することが重要です。

カ 空き家の問題

治療による長期入院や介護施設への入所が必要で在宅に戻ることができなくなると、今まで住んでいた自宅が空き家となり周辺に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、身寄りのない人がそのまま亡くなると相続人不存在となり、空き家は売却することも取り壊すこともできず放置され周辺に悪影響を及ぼします。最悪の場合、倒壊により人命に危険が及ぶ大きな問題となりますので、生前に家屋の処分や活用等について考えていく必要があります。

■ 補足 空き家対策について

【長岡市空き家バンク制度】

空き家の利活用促進と管理不全な空き家の発生抑制として、平成21年度より空き家バンク制度を実施しています。

空き家バンクは、空き家の所有者等から物件の登録申請を行ってもらい、登録された空き家をホームページ等で公開し、空き家を売りたい人、買いたい人のマッチングを行っています。

(問い合わせ先)

長岡市都市政策課 (電話：0258-39-2265)

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/cgi-bin/akiya/kekka.cgi>



【空き家の相談窓口】

身寄りのない方が空き家を発生させないための対策として、生前に遺言書を作成し、空き家を誰に遺贈するかを明確にする。または、生前に売却や贈与で不動産を手放すことが挙げられます。また、弁護士や司法書士などの専門家と任意後見契約を結び、財産管理などを依頼する制度もあります。

これらの相談窓口として、長岡市では空き家に関する悩みを解決するため、各種団体と協定を締結しています。

相談内容に応じて、各団体へお問い合わせください。

【空き家に関する相談窓口一覧】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/life03/file/akiya-taisak10d.pdf>



(2) 入院・入所から退院・退所までに起こる問題

ア 保証人及び緊急連絡先

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人から親族及び友人知人の有無を確認し、該当者がいる場合は本人の意向を確認した上で、その方に緊急連絡先としての役割を説明し協力を仰ぎます。親族や友人知人もなく支援者の関わりもない場合は、緊急連絡先がないことをカルテ等に記録します。いずれの場合も、本人に対し今後起こりうる状況を説明し、万が一の際に、誰に連絡し対応をお願いしたいと思っているのか、意向を確認しておくことが必要です。その後、支援シート（23ページ）を活用し関係機関と緊急時の役割等を確認してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

多くの場合、成年後見人等が緊急連絡先になります。また、成年後見人等が緊急連絡先となりうる親族等を把握している場合もあります。まずは成年後見人等に連絡して、緊急連絡先として求める役割（例：[入院・入所した場合] 病院・施設からの説明の対応、日用品の準備、死後対応〔死亡時の連絡先、葬儀会社手配、火葬手続き〕など）を説明し相談してください。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

親族や友人知人もなく関わっている支援者もいない場合、高齢者の場合は地域包括支援センターへ、障害者の場合は相談支援事業所へ、生活保護受給者の場合は生活支援課へ、それ以外で経済的に困窮するおそれのある人は、生活困窮者自立支援相談窓口（長岡市パーソナル・サポート・センター）へ相談してください【生活困窮者自立相談支援事業】（21ページ）。また、上記のような

関係者と支援シートを活用し、緊急時の役割等を確認してください。

イ 入院費及び施設利用料の支払い

i) 本人の判断能力が十分な場合

支払いが可能な場合は原則本人が支払いをします。また、入院費の未払いを防ぐために保険証の有効期限を確認するなどの対応も必要です。

■ 補足 入院費等の未払いを防ぐ対応

入院費等の未払いを防ぐ工夫として、まず保険証の有無を確認します。保険証を持っていない場合は国民健康保険へ加入します。その上で、入院前から未払いが発生する可能性が高く、また、近い将来入院が予想される病状であることを地域の支援者・病院側等が把握している場合は、まず、本人へ病状、今後の見通しについて説明し理解をいただきます。その上で、入院費等に対する支払いの相談があった場合は、生活困窮者自立支援相談窓口（長岡市パーソナル・サポート・センター）や生活保護の担当窓口（生活支援課）への相談も検討します。

入院時は本人のマイナ保険証または資格確認書を確認することが必要です。特別療養の場合には、保険料の滞納が考えられますので、保険料の納付状況も含めて国保年金課に相談します。保険料の滞納がある場合、窓口での自己負担が自己負担限度額までとなる限度額適用認定が受けられない場合がありますので、この場合も入院費等の支払いや保険料の納付も含めて市との相談が必要になる場合があります。

本人が生活費等に困窮していると考えられる場合には、生活困窮者自立支援相談窓口（長岡市パーソナル・サポート・センター）や生活保護の担当窓口（生活支援課）への相談も必要です。

なお、生活保護の開始は、急迫保護^{*}の場合を除き、原則として申請のあった日に遡って適用されるため、入院時の初期対応が重要になります。

※急迫保護・・・生活保護制度は、本人からの申請に基づくことを原則としています（申請主義）が、あきらかに急迫した状況にあるときは、本人からの申請がなくても、福祉事務所が職権で生活保護を開始することがあります。

(問い合わせ先)

長岡市パーソナル・サポート・センター （電話：0258-89-8263）

長岡市生活支援課 （電話：0258-39-2338）

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人に説明の上、本人の預貯金から支払いを代行します。なお、成年後見人等が保証人として、入院費・施設利用料を負担することはあり

ません。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。必要に応じて【成年後見制度】（15ページ）または、【日常生活自立支援事業】（14ページ）の利用を検討します。どの支援が必要か判断に迷う際は、長岡市成年後見センターに相談してください。

ウ 日用品等の準備・購入

i) 本人の判断能力が十分な場合

自分で必要な日用品の準備ができない場合、緊急連絡先になっている方へ相談します。緊急連絡先がない場合、有償ボランティア及び民間事業者のサービス利用を検討します。【ツカオーレ！生活助かるブック】（22ページ）を参照ください。

なお、病院によってはCS（ケアサポート）セット（入院中に必要な日常生活用品をレンタルできるサービス。利用料は別途業者より請求される）を利用できます。病院スタッフに確認してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

日用品の購入や本人を直接介護することなどは、事実行為と呼び成年後見人等に行う義務はありません。しかし、後見業務を行う一連の流れの中で、事実行為も同時に行わざるを得ない場面は多々あります。依頼したい具体的な内容を成年後見人等に伝え相談してください。なお、民間事業者のサービス利用等で対応できる場合もあります。この場合、契約行為は成年後見人や代理権のある保佐人・補助人が行います。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明し、上記の“i) 本人の判断能力が十分な場合”と同じように本人がサービスの契約を締結できるよう援助します。

それでも本人の意思が確認できずサービスの契約を締結できない場合は、成年後見制度の利用を検討します。

エ 入院診療計画書やケアプラン等の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が行います。本人に理解できるように分かりやすく説明してください。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

成年後見人等が本人の意思を確認し、入院診療計画書やケアプラン等に署名します。（例）代理署名：○○○○）

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

本人に分かるように丁寧に説明してください。説明に対して理解できないと認められるほど判断能力が不十分な場合には、その旨をカルテ等に記録します。

オ 医療行為(手術、延命治療等)の同意

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人が医師等から診療内容などについて十分な説明を受け理解した上で、本人自身が最終的な治療方法を選択し、同意します。

ii) 本人の判断能力がない等、医療同意が取れない場合

支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいう）から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮して医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。また、そうした判断プロセスを記録しておくことが重要です。

■ 補足 医療同意に対する法的な考え方

成年後見制度の利用の有無にかかわらず、医療を受けることに関する決定権は医療を受ける本人にしかありません。多くの場合、親族等に同意を求めますが、親族等の同意ですら、法令上明確な根拠があるわけではありません。

本人から同意が得られない場合には、医療機関の判断で医療行為を行うか否かを判断することになります。その場合は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改定 厚生労働省）の考え方を踏まえ、関係者や医療・ケアチームで慎重な判断を行う必要があります。また、併せて、判断を行う上で話し合った内容について記録に残す必要があります。

本人がどのような医療及びケアを希望しているかなどについて、関係者が普段の関わりの中で聞き取り、記録しておき、万が一のとき本人の意思を推定できるそれらの情報を医療機関に提供することができると理想的です。そうした情報に基づいて本人の意思を推定し、また、その医療行為が本人の最善の利益に適うと関係者が合理的に行った決定の一連の判断過程が明らかである場合、その決定に違法性を認めることは一般的には難しいと考えられます。

カ 退院・退所の際の居室の明け渡し及び退院・退所支援

i) 本人の判断能力が十分な場合

入院・入所前に関わりのあった専門職等の支援者と、本人の意思及び意向を確認しながら退院・退所先や退院・退所後の生活等について相談します。入院

・入所前に専門職等の支援者との関わりがなかった場合は、退院に向けた支援等新たに本人への支援が必要です。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

上記“i) 本人の判断能力が十分な場合”の対応に成年後見人等を交え、相談します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

退院・退所に向けた支援を進めるチームを作る中で、成年後見制度の利用を検討します。高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。

キ 亡くなった際の遺体の引き取り及び居室の明渡し

(1) 在宅時におこる問題 エ葬儀や遺品の処分等の死後事務（5ページ）と同じ。

ク 退院時の公共料金の支払い等の金銭管理

(1) 在宅時に起こる問題 ウ預貯金の払戻しや公共料金の支払い等の金銭管理（4ページ）と同じ。

ケ 入院先からの転院・入所の付き添い

i) 本人の判断能力が十分な場合

本人へ、付き添いを相談できる親族等（本人が信頼している友人等を含む）がないか確認します。相談できる親族等がある場合、基本的には本人からその方へ直接連絡し確認していただきます。ただし、本人が身体的、精神的な面で連絡が困難、もしくは連絡することを拒否された場合は、本人の意向を確認しながら、病院や施設側から親族等へ連絡します。

相談できる親族等がない、または相談したが断られたことにより、付き添い可能な方がいない場合、病院や施設側から本人の状況（生活環境、家族背景、経済的問題等）を把握している地域の支援者（地域包括支援センター相談員、ケアマネジャー、生活保護ケースワーカー等）と、転院・入所先と対応を検討します。

ii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用している場合

上記“i) 本人の判断能力が十分な場合”の対応に成年後見人等を交え、相談します。

iii) 本人の判断能力が不十分で成年後見制度を利用していない場合

病院や施設側から相談できる親族等の有無を確認します。相談できる方がいなければ、地域の支援者、転院・入所先と対応を検討します。

■ ■ コラム ■ ■ ペットについて

身寄りのない人がペットを飼っている場合には、飼い主が入院や入所、死亡等により、飼育ができなくなる心配があります。早い段階から相談し、準備をしておく必要があります。

(問い合わせ先)

新潟県動物愛護センター (電話：0258-21-5501)

5 資料編

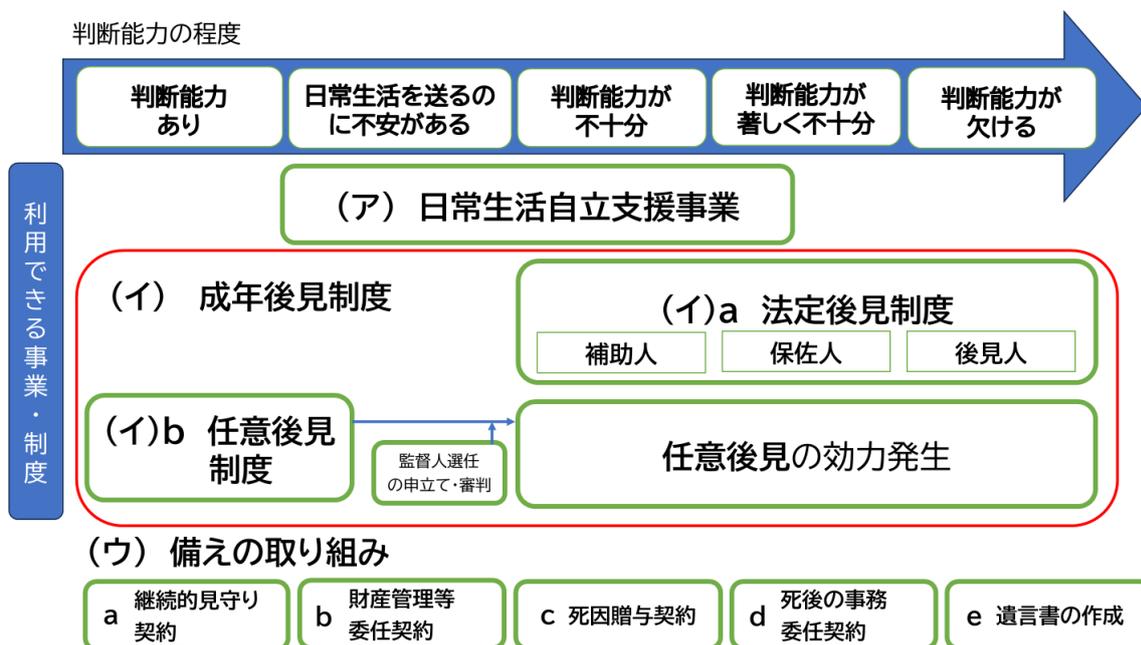
(1) 制度等の説明

ア 権利擁護関連の制度等

「日常生活自立支援事業」と「法定後見制度」は、既に判断能力が低下した人を支援する事業・制度です。「任意後見制度」は、判断能力がある方が将来、判断能力が不十分になった時に備えておく制度です。そのほか、将来への備えとして「継続的見守り契約」「財産管理等委任契約」「死因贈与契約」「死後の事務委任契約」「遺言書の作成」等があります。本人の意思、生活課題、判断能力などにより、適切な事業や制度等につなぐ必要があります。

(権利擁護に関する相談先)

長岡市成年後見センター（電話：0258-86-4715）



(ア) 日常生活自立支援事業

ある程度の契約能力はあるが、ひとりで日常の金銭管理や福祉サービスの契約の締結をするには不安があるという場合には「日常生活自立支援事業」の利用を検討します。福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理を本人との契約に基づき支援します。

この事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。取消権はないので、消費者被害などの対応には限界があります。

a 提供するサービス

(a) 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスを利用する、またはやめる手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続き

(b) 日常的金銭管理サービス

- ・年金及び福祉手当の受け取りに必要な手続き
- ・医療費の支払い手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き
- ・支払いに必要な預貯金の払戻しや解約、預け入れの手続き

(c) 書類等の預かりサービス

- ・銀行の貸金庫などを利用して次の物を預かります
年金証書、預貯金の通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印や銀行印など

b 利用料

契約前の相談は無料です。契約後、サービスを受ける場合は利用料及び交通費が発生します。

利用料：1回1時間まで1,200円、1時間を超える場合は30分ごとに400円

書類等の預かりサービス：貸金庫代月100円

(問い合わせ先)

長岡市社会福祉協議会権利擁護支援課 (電話：0258-32-7833)

(イ) 成年後見制度

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度から成り立っています。

a 法定後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより自分ひとりで物事を決めることが難しくなったり、正しい判断が十分にできなくなった場合、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が身の回りに配慮しながら財産の管理や介護サービス等の契約の締結を行い、本人の権利を守りながら生活を支援・保護する制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分けられます。

※実際に成年後見人等が支援できるようになるまでには、一般的に申立てから1か月から3か月程度かかります。

(a) 成年後見人等の役割

成年後見人等の職務は大きく分けて「身上保護」と「財産管理」になります。

① 身上保護

成年後見人等は、本人の生活及び健康に配慮し、安心した生活が送れるように福祉サービス等の手配や契約の締結、契約の内容が確実に実行されているかを監視したり、場合によっては契約相手に対して改善を求めます。

具体的には、

- ・福祉サービスの利用契約、サービス内容の確認、見守り
- ・家賃の支払いや契約の更新
- ・治療・入院等に対する契約や費用の支払い等

② 財産管理

成年後見人等は本人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分することも含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から不動産等の財産処分まで多岐にわたります。

具体的には、

- ・印鑑、預貯金通帳の管理
- ・収支の管理（預貯金の管理、公共料金や税金の支払い等）
- ・不動産の管理、処分（居住用不動産の処分、居住用不動産の賃貸借契約の解除には家庭裁判所の許可が必要）
- ・遺産相続の手続き等

(b) 成年後見人等ができないこと

① 事実行為

介護、家事、買物、退院等の付添い等は、成年後見人等の職務範囲ではありません。しかし、必要に応じてこれらのサービスを手配することは、成年後見人等の業務に含まれます。本人と関わる支援者と対応を検討します。

② 保証人となること

身元保証人・身元引受人・連帯保証人等になることはできません。ただし、緊急時には成年後見人等が窓口となる場合もあります。

③ 医療行為の同意

手術・治療等については、本人に決める権利があります。また、遺言、婚姻、離婚、認知、養子縁組なども本人だけが行使することができる権利とされており、成年後見人等であっても代理で行うことはできません。

④ 身体拘束の同意

緊急ややむを得ない場合の対応として身体拘束が認められる（緊迫性、非代替性、一時性をすべて満たす）場合には、施設全体で検討し、本人や成年後見人等に詳細に説明し、その都度記録をつけるようにすることが求められています。

(問い合わせ先)

長岡市成年後見センター (電話：0258-86-4715)

または、高齢者の場合は地域包括支援センターに、障害者の場合は相談支援事業所に相談してください。

b 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活及び財産の管理に関する事務について、代理権を与える契約(任意後見契約)を公正証書によって結んでおくものです。本人の判断能力が低下した場合家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が発生します。任意後見契約に、“(ウ) 備えの取り組み”の契約を組み合わせることで、より柔軟で包括的なサポート体制を構築できます。

(問い合わせ先)

長岡市成年後見センター (電話：0258-86-4715)

長岡公証人合同役場 (電話：0258-86-6925)

新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533)

新潟県司法書士会 (電話：025-244-5121)

(ウ) 備えの取り組み

a 継続的見守り契約

本人の生活状況や健康状態を定期的に確認し、必要な支援やアドバイスを行う契約です。主に、任意後見契約の効力の発生前に信頼関係を築き、適切なタイミングで任意後見契約に移行できるようにすることを目的としています。

b 財産管理等委任契約

本人の財産管理や療養看護に関する事務を、本人の信頼できる人に委任する契約のことです。判断能力があるうちに、将来の不安に備えて締結するケースが多くあります。任意後見契約と異なり、本人の判断能力が低下する前から効力を持つ点が特徴です。

c 死因贈与契約

死因贈与契約とは、贈与者が死亡したときに、あらかじめ決めていた財産を特定の相手に贈与する契約のことです。遺言と似ていますが契約であるため、贈与者の意思表示だけでなく、受贈者の承諾も必要です。

d 死後の事務委任契約

亡くなった後の事務手続きを生前に信頼できる第三者に委任する契約のことです。葬儀の手配、関係者への連絡、市役所への届出、遺品整理など、死後に発

生する様々な事務手続きを本人の希望に基づいて行うために利用されます。

(問い合わせ先)

長岡公証人合同役場 (電話：0258-86-6925)

新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533)

新潟県司法書士会 (電話：025-244-5121)

e 遺言書の作成

遺言は、財産を誰にどのように残したいか、本人の意思を明確に伝えるための手段です。有効な遺言書がある場合、相続人（法律で遺産を相続する権利を認められた一定範囲の親族のこと）は、原則として遺言書の内容にしたがって遺産を相続することとなります。

遺言書には、大きく自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の3つの種類があります。

(a) 自筆証書遺言

遺言者本人が全文、日付、氏名を自書し、押印する遺言書です。手軽に作成できますが、遺言者本人が作成したものか、遺言者本人に遺言をする能力があったかなどが争いになることもあります。紛失や改ざんのリスクを避けるため、安全な場所に保管する必要があります。法務局による自筆証書遺言書保管制度を利用することもできます。

(問い合わせ先)

新潟地方法務局長岡支局 (電話：0258-33-6901)

(b) 公正証書遺言

公証人役場で公証人が作成する遺言書です。確実性が高いですが、費用と手間がかかります。

長岡公証人合同役場 (電話：0258-86-6925)

新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533)

新潟県司法書士会 (電話：025-244-5121)

(c) 秘密証書遺言

遺言の内容を秘密にしたまま、公証人役場で手続きを行う遺言書です。作成は比較的簡単ですが、公正証書遺言ほどの確実性はありません。

長岡公証人合同役場 (電話：0258-86-6925)

新潟県弁護士会 (電話：025-222-5533)

新潟県司法書士会 (電話：025-244-5121)

イ フェニックスネット

医療や介護が必要になった時にケアマネジャーや訪問看護などの医療・介護の関係者がICTを使用して情報を共有する仕組みです。

この仕組みを利用することにより、効率的に安全・安心な医療を提供すること及び、救急搬送時の迅速な治療につなげられるという効果も期待されます。

(問い合わせ先)

フェニックスネットワーク協議会事務局 (長岡市医師会)

(電話：0258-22-5610)

ウ 緊急時あんしんカード

住所・氏名・生年月日・緊急連絡先・病歴・かかりつけ医などの情報をあらかじめ記載しておくカードです。このカードを自宅の冷蔵庫など見やすい場所に貼っておくことで、救急隊や支援員が緊急時に必要な情報をすぐに確認でき、迅速な対応が可能になります。

また、普段から身に付けられる携帯版もあります。

(問い合わせ先)

長岡市長寿はつらつ課 (電話：0258-39-2268)

エ 安心連絡システム

24時間体制の緊急通報・見守りサービスを行います。

- ・機器による緊急通報
- ・安否センサーによる自動見守り通報
- ・火災報知機による自動火災通報
- ・健康相談
- ・月2回のお元気コール

(対象者)

- ・65歳以上の一人暮らしの人
- ・高齢者のみの世帯などで、緊急時の対応が困難な世帯

(利用料)

- ・市民税非課税世帯：月額500円
- ・市民税課税世帯：月額1,500円
- ・生活保護受給世帯：無料

(問い合わせ先)

長岡市長寿はつらつ課 (電話：0258-39-2268)

オ NET119

聴覚や言語機能に障害がある方がスマートフォンの操作やチャットを利用して音声によらない通報ができるシステムです。事前に利用者登録の申請が必要です。

(問い合わせ先)

長岡市消防本部警防課 (電話：0258-39-0119、FAX:0258-36-8320)

カ 長岡市災害時避難行動要支援者名簿

災害時に避難支援・安否の確認が特に必要と思われる要介護度の重い高齢者及び手帳をお持ちの障害者のうち、個人情報をも自主防災会(自治会)・民生委員・消防・警察へ提供することに同意された人の名簿です。

(問い合わせ先)

長岡市福祉総務課 (電話：0258-39-2217)

キ わたしの希望のおぼえ書き

長岡市が作成した人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の普及啓発のためのリーフレットです。

人生会議とは、もしもの時のために、望む医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みです。「わたしの希望のおぼえ書き」は、これからの人生をどう生きたいかを考え、医療やケアについての希望を書き留めておくリーフレットです。

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/catell/oboegaki.html>



(問い合わせ先)

長岡市長寿はつらつ課 (電話：0258-39-2268)

ク 墓地埋葬法第9条

死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければなりません。

火葬等の費用は本人の遺留品の中から支払われます。遺留品で不足する分は、自治体が立替え相続人に請求します。

(問い合わせ先)

長岡市生活支援課 (電話：0258-39-2338)

ケ 相続財産清算人

相続財産清算人は、相続人がなく引き取り手がいない遺産を、被相続人(亡

くなった人)の債権者等に対して、被相続人の債務を支払うなどの清算を行います。清算後残った財産から相続財産清算人の報酬が支払われ、さらに残った財産は国庫に帰属させることになります。

相続財産清算人は裁判所が選任しますが、その申立てができるのは、被相続人の利害関係者(債権者、受遺者、特別縁故者等)または検察官です。

相続財産清算人の申立てに際して、印紙代等の費用のほか、相続財産が少なく報酬が支払えないと見込まれるとき等は予納金の納付が必要となる場合があります。予納金についての具体的な金額は家庭裁判所が決定します(一般的には20万円から100万円程度)。

コ 生活困窮者自立相談支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活や就労等の幅広い相談支援を行います。

長岡市では、社会福祉法人長岡福祉協会に委託し、長岡市パーソナル・サポート・センターで事業を実施しています。

(問い合わせ先)

長岡市パーソナル・サポート・センター (電話:0258-89-8263)

サ 保証人保護のための制度について

令和2年の民法改正により、保証人を保護するための制度が強化されました。例えば、個人の根保証契約(一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする根保証契約。入院時の保証人や、賃貸借契約の保証人が典型例)では、保証する金額の上限となる極度額を定めなければならなくなりました。事業のための債務について保証人になってくれるよう依頼する場合は、自らの財産や負債の状況を説明しなければならなくなりました。保証人の責任が問題となる場合は、こうした保証人を保護するための規律が遵守されているかについての確認が必要です。

シ 身元保証人及び身元引受人

法令上の規定に「身元保証人」及び「身元引受人」という用語はありませんが、一般的に「本人の行為により保証を求める側が損害を受け、本人がその損害を賠償することができない場合に、その損害を担保する人」を身元保証人、病院等を退院する際に「身柄を引き受ける責任を有する人」を身元引受人という意味で使われることが多いようです。

※なお、「身元保証ニ関スル法律」(昭和8年法律第42号)に規定される身元保証は雇用契約上の規定であり、医療機関等で使われている身元保証とは、

その意味が異なります。

ス ツカオーレ！生活助かるブック

介護保険サービス以外の、主に高齢者の生活を支援する各種サービス等をまとめた情報を長岡市ホームページに掲載しています。

[https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate09/
service.html](https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate09/service.html)



(問い合わせ先)

長岡市長寿はつらつ課 (電話：0258-39-2268)

(2) 支援シート

長岡市身寄りのない人への支援に関するガイドライン 支援シート

身寄りがないことによって起こる問題には、様々なことが想定されます。最も大切なことは本人の自己決定を支援することですが、そのためには、あらかじめ、どのような場面で困難が生じるかを想定し、誰にどのような支援をしてほしいかを話し合っておくことが必要です。

このような話し合いを進めるために、「支援シート」を作成しました。このシートは、本人に関わる支援チーム（ケアマネジャーや相談支援専門員、医療関係者、事業所の相談員、友人、隣人、市や社会福祉協議会、成年後見人など）が集まり、本人を交えてチームとして役割分担をしておくためのものです。本人が安心して暮らし続けることができるとともに、特定の支援者に負担が偏ることがないように支援体制の構築のために、「支援シート」を活用してください。

「支援シート」は、各項目欄について全部を埋めることを目的とするものではありません。また、作成した支援シートは本人（原本）、支援者（写し）間で共有し、本人の状況の変化（入院や転院、施設入所・退所含む）や対応者変更がある場合には、「支援シート」を引き継いで、課題に応じて見直し、本人を支えるチームを再構築していきます。

本人の意向を確認する際は、以下の点に留意して意思決定支援を行ってください。

- ❖ 重度の認知症や知的障害があっても、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提として関わります。
- ❖ 本人が判断するために必要な情報を、本人が理解できる分かりやすい言葉や文字、図や絵などで説明します。その際、支援者側の価値判断を挟まず、本人にとっての利益・不利益を一緒に考えていく姿勢が大切です。
- ❖ 本人が安心して意思を表明できるよう、支援者の態度や人的・物的環境の整備に配慮します。
- ❖ 支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合は、家族等（法的な意味での親族関係のみでなく、本人が信頼を寄せ、本人の利益を考え支える人をいいます）から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを基本として本人にとっての最善の方策を検討します。ただし、これは代理代行決定で、意思決定支援とは区別して理解すべきです。

目的に応じて以下のシートをご使用ください。

（様式1）役割分担シート

福祉サービスの利用や入院・入所の際に、本来なら家族等に依頼する役割を、本人を支える支援チームで分担することで、身元保証人等がいなくてもスムーズにサービスを利用できるようにするものです。

本人の意思に基づく支援であることが重要ですので、会議は原則本人参加で行います。
聞き取った内容をまとめ、本人と支援チームに配布し共有します。

（様式2-1）“もしもの時”の意思確認シート①

本人が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取り組みを「人生会議（ACP：アバンス・ケア・プランニング）」と呼びます。

そうした話し合いのきっかけにするためのシートです。

（様式2-2）“もしもの時”の意思確認シート②

本人が亡くなった後の、葬儀や遺品の整理などについて、前もって本人の希望を聞き取り、もしもの時に葬儀を行う人（喪主等）に伝えるためのシートです。

※ “もしもの時”の意思確認シートで確認する内容はとても繊細で慎重に取り扱う必要があります。中には落ち込んだり怒り出す方もいるでしょう。本人との信頼関係を築いた上で、聞き取るタイミングや環境にも配慮が必要です。

聞き取った内容をまとめ、本人の同意のもと、本人と支援チームに配布し共有します。

（様式3）死後事務確認シート

本人が亡くなった後の諸手続きについて、事前に本人と支援チームで役割を決めておくためのものです。

亡くなった後のことについての本人の意思は、“もしもの時”の意思確認シート②（様式2-2）で確認する内容で足りると考えますので、本シート作成には本人の参加を想定していません。支援チームで情報を共有します。

役割分担シート

福祉サービスの利用や入院・入所の際に、あなたを支える支援チームで役割を分担します。

会議の日	令和 年 月 日	氏名	様	本人の参加	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
参集者	氏名	所属・関係	連絡先		

役割項目	窓口となる者	支援内容
緊急連絡先	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	緊急時の連絡を受けます ※内容に応じて、それぞれの窓口になる人に連絡します
	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	
	(補足) 「フェニックスネット」の登録 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
サービスの方針	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	サービスの調整に関する相談やケアプラン等への署名を行います
	(補足)	
利用料の支払い等金銭管理	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	預貯金から利用料等を支払います
	(補足)	
入院・入所の準備	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	入院・入所の際に必要な物品の購入等を行います
	(補足)	
退院・退所	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	居室の明渡しや退院・退所先の確保を行います
	(補足)	

(その他)	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	
	(補足)	
(その他)	担当者名： 電話番号： 関係・所属：	
	(補足)	

日頃助けてもらっている、相談をしている、連絡を取り合っている親戚、友人、知人等		
氏名	関係	連絡先

上記の内容は、わたしの気持ちであることに間違いありません。

令和 年 月 日

本人署名 _____

“もしもの時”の意思確認シート①

もしもの時のために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合い、共有することを「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」といいます。

“もしもの時”（あなたが自分の意思や希望を伝えることができなくなった時）に備えて、あなたの医療やケアに対する希望やお考えを、あなたの周りの人たちと話し合ってみましょう。

会議の日	令和 年 月 日	氏名	様	
参集者	氏名	所属・関係	連絡先	

※該当するものにチェックを入れてください。

希望する治療やケアについて相談している人はいますか	
<input type="checkbox"/>	いる <input type="checkbox"/> 主治医 (お名前：) <input type="checkbox"/> 看護師や病院の相談員 (お名前：) <input type="checkbox"/> ケアマネジャー (お名前：) <input type="checkbox"/> 家族や親戚 (お名前：) <input type="checkbox"/> 友人 (お名前：) <input type="checkbox"/> その他 (お名前：)
<input type="checkbox"/>	いない
補足	

“もしもの時”に治療やケアの判断を任せても良いと思える方はいますか	
<input type="checkbox"/>	いる (お名前) (お名前)
<input type="checkbox"/>	いない
補足	

“もしもの時”のことを少し考えてみましょう。
 もちろん、気持ちが変わることはよくあることです。その都度信頼できる家族や友人や
 医療・介護従事者と話し合しましょう。(いくつ選んでもいいです)

回復が難しい状態になった時、どのような治療やケアを望みますか	
<input type="checkbox"/>	できるだけ長く生きるための治療を受けたい
<input type="checkbox"/>	心肺蘇生や人工呼吸器の処置を受けたい
<input type="checkbox"/>	できるだけ長く生きたいけれど痛みや苦しい治療は受けたくない
<input type="checkbox"/>	最後までできる限り苦痛を緩和してほしいけれど意識がなくなる処置は嫌だ
<input type="checkbox"/>	痛みやつらさを軽減する治療やケアのみ受けたい
<input type="checkbox"/>	鼻チューブ、胃ろう等による栄養補給を受けたい
<input type="checkbox"/>	□から食べられなくなったらそのままがいい
<input type="checkbox"/>	すべての治療やケアを受けたくない
<input type="checkbox"/>	わからない
<input type="checkbox"/>	その他の希望
補足	そう考える理由を記入してください

最期に過ごしたい場所はどこですか	
<input type="checkbox"/>	自宅
<input type="checkbox"/>	病院
<input type="checkbox"/>	入所施設
<input type="checkbox"/>	わからない
<input type="checkbox"/>	その他の希望
補足	そう考える理由を記入してください

上記の内容は、わたしの気持ちであることに間違いはありません。

令和 年 月 日

本人署名 _____

“もしもの時”の意思確認シート②

あなたが亡くなった後のことに対する思いや希望を話し合しましょう。あなたが亡くなった時に葬儀等を行う人（喪主等）にお伝えします。

会議の日	令和 年 月 日	氏名	様	
参集者	氏名	所属・関係	連絡先	

どのような葬儀を希望しますか	
<input type="checkbox"/>	一般葬（大規模に行う葬儀）
<input type="checkbox"/>	家族葬（近親者だけで行う葬儀）
<input type="checkbox"/>	一日葬（通夜を行わず、火葬の日に告別式のみを行う葬儀）
<input type="checkbox"/>	直葬（通夜や告別式を行わず火葬のみを行う葬儀）
補足	葬儀会社が決まっていれば記入してください

お寺や教会（菩提寺や宗派）	
<input type="checkbox"/>	ある （名称） （所在地） （連絡先）
<input type="checkbox"/>	ない
補足	

お墓はありますか	
<input type="checkbox"/>	ある （霊園・墓地） （所在地）
<input type="checkbox"/>	ない <input type="checkbox"/> 共同墓地に申し込む／ <input type="checkbox"/> 申し込まない
補足	

訃報を知らせてほしい人		
氏名	連絡先	関係
補足		

遺品・遺産（不動産等）の整理について	
<input type="checkbox"/>	すべて処分してほしい
<input type="checkbox"/>	希望の方法がある (具体的な希望を記入してください)
補足	

遺言書はありますか	
<input type="checkbox"/>	ある <input type="checkbox"/> 自筆証書遺言 <input type="checkbox"/> 公正証書遺言 <input type="checkbox"/> 秘密証書遺言
<input type="checkbox"/>	ない
補足	

死後事務委任の契約はありますか ※死後事務委任契約とは、前もって信頼できる人に、あなたが亡くなった後の諸手続きを依頼しておくものです。	
<input type="checkbox"/>	ある
<input type="checkbox"/>	ない
補足	

わたしが亡くなった時に、上記の内容を葬儀等を行う人（喪主等）に伝えることに同意します。

令和 年 月 日

本人署名 _____

(様式3)

死後事務確認シート

本人が亡くなった後の事務手続き等について、誰が行うかを関係者間で決めておきましょう。

会議の日	令和 年 月 日	氏名	様
参集者	氏名	所属・関係	連絡先

項目	支援内容	担当者
① 遺体や遺品の引き取り	葬儀会社に連絡をして、来てもらう	
② 死亡届、埋火葬許可申請 ※届出人：親族、同居人、家主、地主、成年後見人、公設所の長等	死亡届(死亡診断書と一対)は記入後コピーを多めにとっておく ※火葬許可証は納骨まで保管しておく	
③ 葬儀に関する事務	葬儀会社との打合せから葬儀費用支払いまでのやり取り	
④ 遺骨の埋蔵	火葬後、納骨までの保管場所確認 納骨場所・お寺の確認、お布施の確認	
⑤ 入院費や公共料金等の支払い及び解約手続き		
⑥ 公的手続き	健康保険の資格喪失届出や年金受給権者死亡届など	
⑦ 相続財産の引き渡し・処分	預かっている預金通帳などを相続人に引き渡す 不動産(建物・土地)の処分について助言する	

(メモ)

(3) 相談窓口一覧

●長岡市役所

名称	電話番号	相談内容
福祉総務課	0258-39-2217	災害時避難行動要支援者名簿
福祉課	0258-39-2218	障害福祉
障害者基幹相談支援センター	0258-39-2362	障害に関する相談
ひきこもり相談支援室	0258-86-0243	ひきこもり
生活支援課	0258-39-2338	生活保護
介護保険課	0258-39-2245	介護保険
長寿はつらつ課	0258-39-2268	高齢福祉
高齢者基幹包括支援センター	0258-89-7440	高齢者に関する相談
健康増進課	0258-39-7508	健康
国保年金課	0258-39-2220	国民健康保険
都市政策課	0258-39-2265	住宅政策

●長岡市社会福祉協議会

名称	電話番号	相談内容
権利擁護支援課	0258-32-7833	日常生活自立支援事業
長岡市成年後見センター	0258-86-4715	成年後見制度、権利擁護
地域福祉課	0258-33-6000	地域福祉活動
ボランティアセンター	0258-94-5588	ボランティア支援

●地域包括支援センター（高齢者の相談）

名称	電話番号	担当地区
長岡市地域包括支援センター なかじま・おもてまち	0258-30-1121	千手・阪之上の一部（JR線 の西側）・表町・中島・ 神田・新町
長岡市地域包括支援センター けさじろ	0258-37-5700	四郎丸・豊田・阪之上の一 部（JR線の東側）・川崎
長岡市地域包括支援センター ふそき	0258-25-3354	栖吉・富曾亀・山本・新組・ 黒条
長岡市地域包括支援センター みやうち・やまこし	0258-39-0080	宮内・十日町・六日市・太 田・山通・山古志

長岡市地域包括支援センター まきやま・みしま	0258-29-7005	下川西・上川西・福戸・王 寺川・三島
長岡市地域包括支援センター にしながおか	0258-29-6621	大島・希望が丘・日越・関 原・宮本・大積・深才・青 葉台
長岡市地域包括支援センター なかのしま・よいた	0258-61-2600	中之島・与板
長岡市地域包括支援センター こしじ・おぐに	0258-41-3201	越路・小国
長岡市地域包括支援センター わしま・てらどまり	0258-74-3808	和島・寺泊
長岡市地域包括支援センター とちお	0258-53-2265	栃尾
長岡市地域包括支援センター かわぐち	0258-89-3974	川口

●障害者相談支援事業所（障害者の相談）

名称	電話番号	担当地区
相談支援センターふかさわ分 室サンスマイル	0258-86-7812	千手・阪之上の一部（J R 線の西側）・表町・中島・神 田・新町・栖吉・富曾亀・ 山本・新組・黒条
障がい者支援センターあさひ	0258-32-5877	四郎丸・豊田・阪之上の一 部（J R線の東側）・川崎・ 宮内・十日町・六日市・太 田・山通・山古志・川口
越路ハイム地域生活支援セン ター	0258-27-4266	下川西・上川西・福戸・王 寺川・三島・中之島・与板・ 和島・寺泊
相談支援センターふかさわ	0258-47-2208	大島・希望が丘・日越・関 原・宮本・大積・深才・青 葉台・越路・小国
障害者相談支援センターとち お	0258-86-6396	栃尾

●病院医療相談室

名称	担当部署	電話番号
長岡中央総合病院	医療福祉相談室	0258-35-3700
長岡赤十字病院	地域連携・患者サポートセンター	0258-28-3600
立川総合病院	地域医療介護連携センター 医療相談室	0258-33-3111
精神医療センター	社会復帰部	0258-24-3930
悠遊健康村病院	医療福祉相談室	0258-47-8500
田宮病院	医療福祉相談室	0258-46-3200
長岡西病院	医療福祉相談室	0258-27-8500
長岡保養園	社会サービス部 相談室	0258-32-4040
長岡療育園	地域連携室	0258-46-6611
吉田病院	地域医療相談室	0258-32-0490
三島病院	地域医療室	0258-42-2311

●生活困窮者自立支援相談窓口

名称	電話番号
長岡市パーソナル・サポート・センター	0258-89-8263

●長岡警察署

名称	電話番号
生活安全課	0258-38-0110

(4) 参考文献

- 内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）、内閣府孤独・孤立対策推進室、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」令和6年6月
<https://www.moj.go.jp/content/001420018.pdf>
- 平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割 等の実態把握に関する研究」班
研究代表者 山梨大学大学院総合研究部医学域 社会医学講座 山縣 然太郎
「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」令和元年5月
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>
- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」平成30年3月改定
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000197721.pdf>
- 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」平成30年6月
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000212396.pdf>
- 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」平成29年3月
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>
- 意思決定支援ワーキンググループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」令和2年10月
<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>
- 魚沼市「魚沼市における身寄りのない人への支援に関するガイドライン」令和2年11月
<https://www.city.uonuma.lg.jp/uploaded/attachment/6134.pdf>

(5) ガイドライン策定構成員名簿

【策定委員】

氏名	所属・職名
高野 勝	一般社団法人長岡市医師会 副会長
船越 愛	長岡地域病院ソーシャルワーカー連絡会 代表
加藤 和彦	社会福祉法人長岡三古老人福祉会 高齢者複合施設サクラレ福住 施設長
川上 直子	長岡地域介護支援専門員協議会 会長
丸山 和浩	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会 事務局次長
前山 佐麻里	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部地域保健課 課長代理
反町 賢司	長岡市消防本部警防課 救急担当課長
山田 宏	長岡市福祉保健部長寿はつらつ課 課長

【編集委員】

氏名	所属・職名
名古屋 健一	日本赤十字社長岡赤十字病院地域連携・福祉支援課 医療ソーシャルワーカー
佐藤 雄介	社会福祉法人長岡三古老人福祉会介護老人保健施設 グリーンヒル与板 事務長代理兼総括主任生活支援相談員
片岡 佐和子	長岡地域介護支援専門員協議会 理事
五十嵐 江身子	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会権利擁護支援課 係長
道間 恵子	長岡市福祉保健部福祉総務課庶務係 係長
上山 知栄子	長岡市福祉保健部障害者基幹相談支援センター 係長
中村 俊一	長岡市福祉保健部生活支援課自立相談担当 係長
高木 一	長岡市都市整備部都市政策課住宅政策担当 係長
石黒 あゆみ	長岡市福祉保健部高齢者基幹包括支援センター 係長

【アドバイザー】

氏名	所属・職名
杉森 芳博	長岡けやき法律事務所 弁護士

長岡市身寄りのない人への支援に関するガイドライン

(令和8年3月策定)

長岡市福祉保健部長寿はつらつ課

電話:0258-39-2268